

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年周南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに修了することを予定しているもの」を「修了することを予定している者」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(放課後児童支援員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に規定する大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(放課後児童支援員に関する経過措置)</p> <p>2 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、</p>	<p>(放課後児童支援員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に規定する大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(放課後児童支援員に関する経過措置)</p> <p>2 施行日から<u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの</p>

現行	改正案
「 <u>修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。）</u> 」とする。	（ <u>修了することを予定している者を含む。</u> ）」とする。